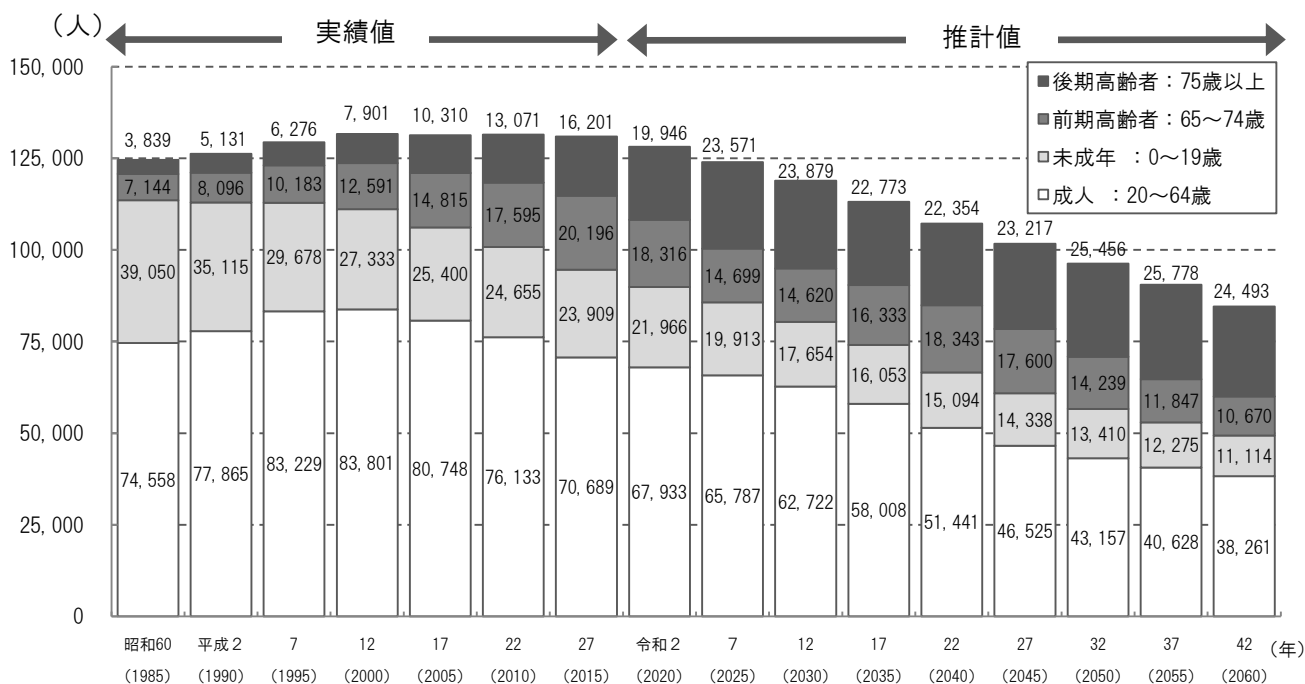


瀬戸市高齢者総合計画（高齢者福祉計画・介護保険事業計画）について

■ 計画策定の趣旨

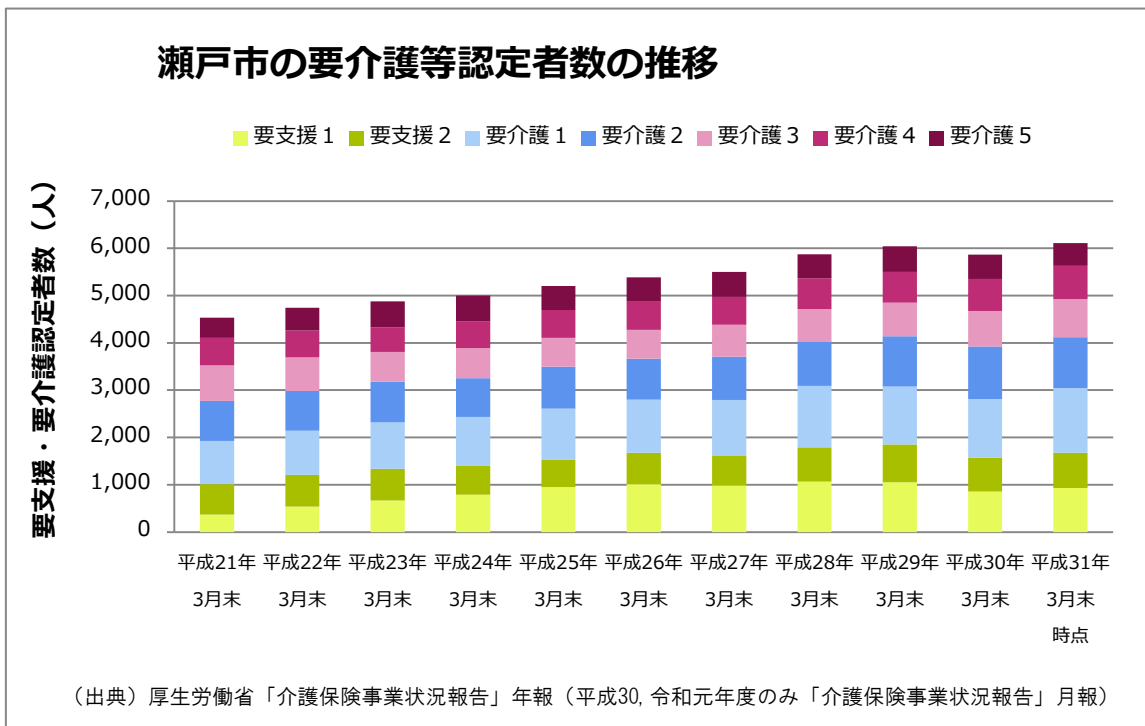
- ・我が国の高齢化が急激に進行する中、本市における高齢者人口は、2015（平成 27）年の約 3 万 6 千人から、いわゆる団塊の世代が 75 歳以上となる 2025（令和 7）年には約 3 万 8 千人となり、高齢化率は 27.9%から 32.0%まで上昇することが見込まれています。
- ・特に、75 歳以上の後期高齢者は、2015（平成 27）年の約 1 万 6 千人から、2025（令和 7）年には約 2 万 4 千人となることを見込まれ、要介護・要支援高齢者や認知症高齢者のさらなる増加と、これに伴う保険給付費の増大が予測されます。
- ・こうした状況を踏まえ、健康寿命の延伸や高齢者が生涯現役で活躍できる環境づくりを進めるとともに、医療・介護が必要な状態となっても、できる限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、市民と協働して地域ごとに医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供できる体制である「地域包括ケアシステム」を構築していくことが求められています。
- ・本計画は、団塊の世代が後期高齢者となる 2025（令和 7）年度を見据えて策定した第 7 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の理念を継承し、その段階的な構築に向けて、介護保険制度を含めた高齢者に関する保健福祉施策を総合的・体系的に展開していくために策定するものです。

■ 人口推移と推計（年齢 4 区分）

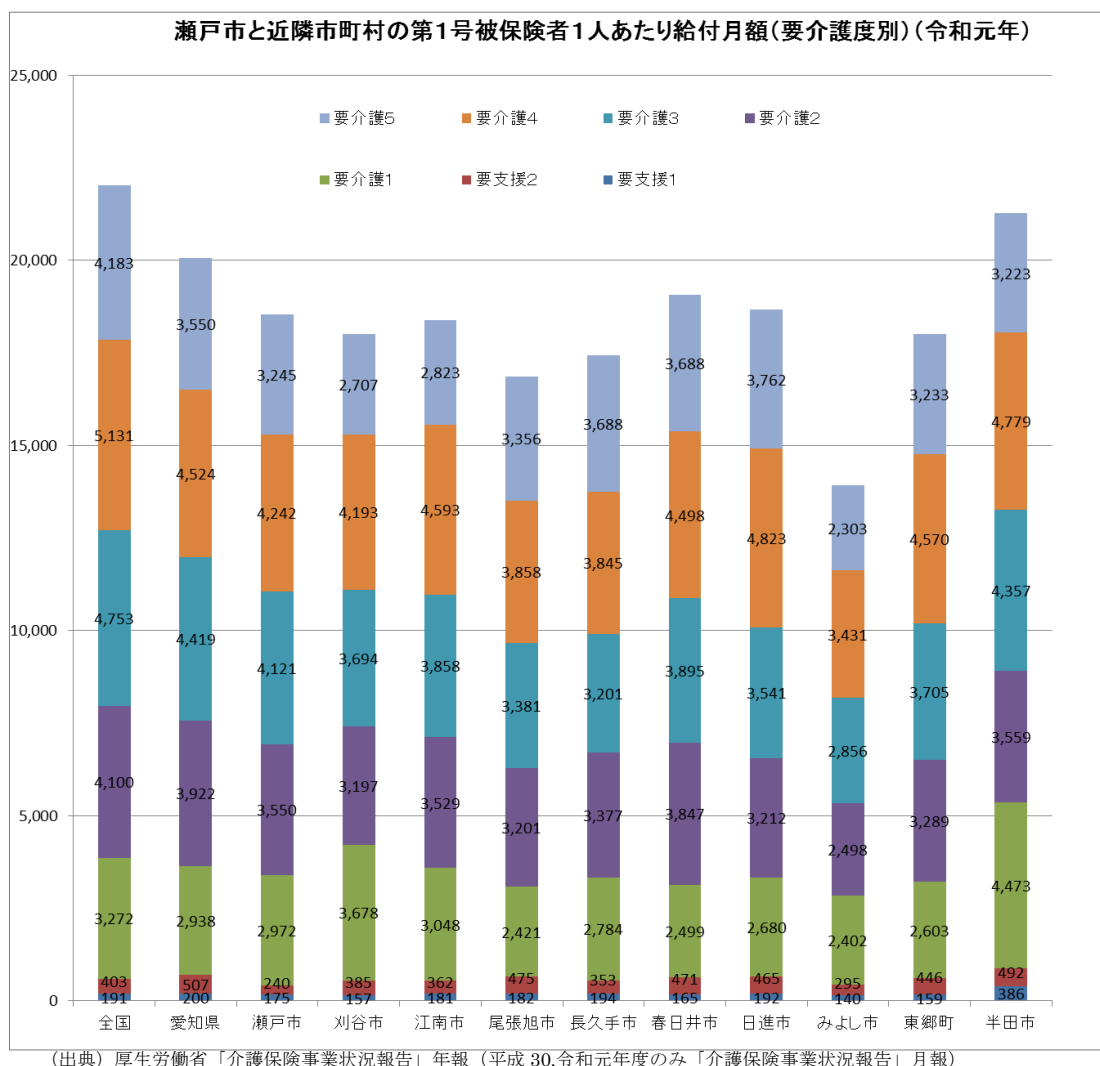


(出典) 第 6 次瀬戸市総合計画一部抜粋 (出所) 瀬戸市人口ビジョン

■要介護等認定者数の推移（地域包括ケア「見える化」システムより）



■第1号被保険者1人あたり給付月額（要介護度別）（地域包括ケア「見える化」システムより）



■計画の位置づけ

○高齢者福祉計画

老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項の規定に基づき、市町村に作成が義務付けられた計画で、地域における福祉サービスや高齢者に関する施策全般を策定するものです。

○介護保険事業計画

介護保険法第 117 条の規定に基づき、市町村に作成が義務付けられた計画で、高齢社会に対応した施策に関する目標、介護サービス基盤の整備及び第 1 号被保険者の保険料の基礎となる計画で、3 年を 1 期として策定するものです。

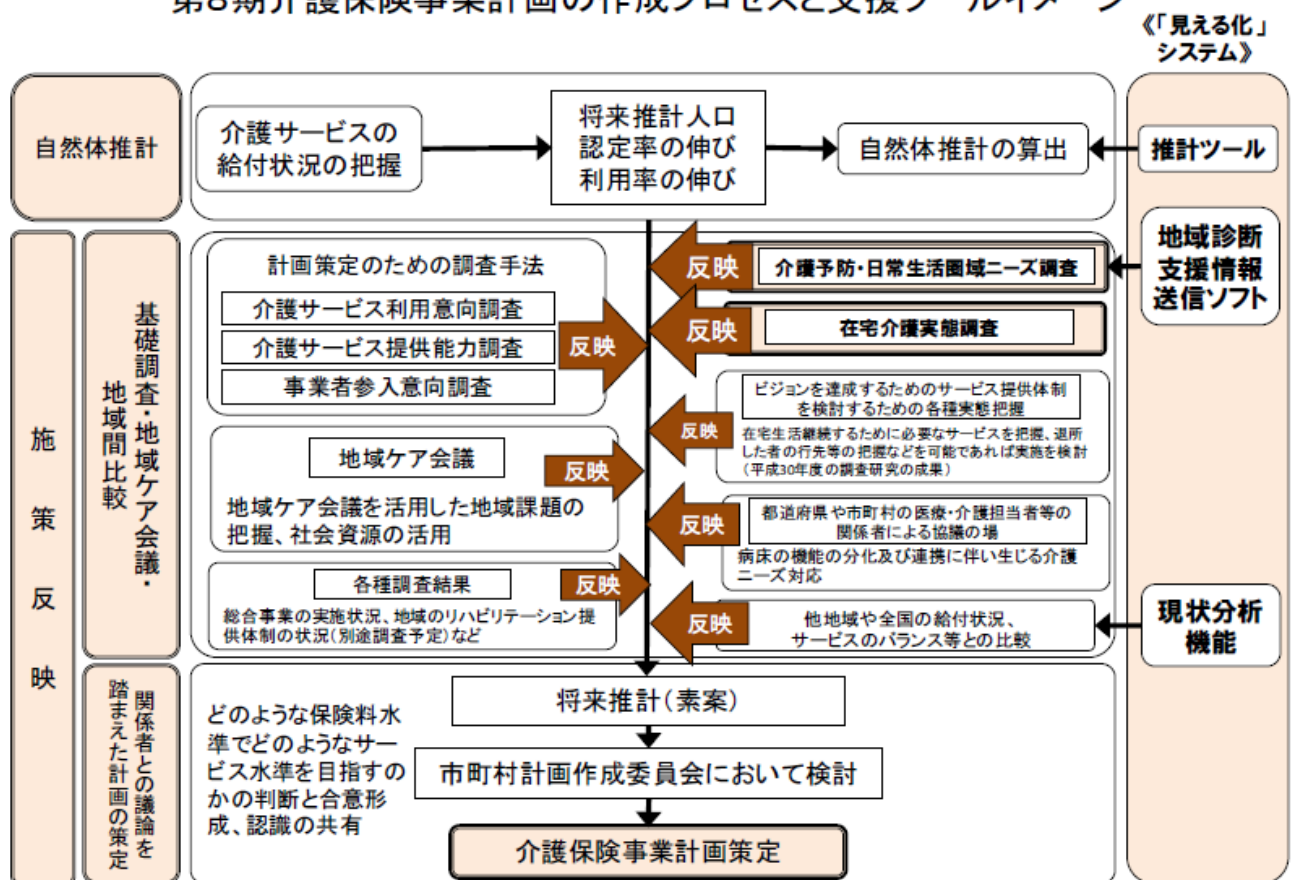
■計画の期間

令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間

■計画策定にあたっての基本的な考え方

本計画の策定にあたっては、現行計画での目標や具体的な施策を踏まえ、2025 年を目指した地域包括ケアシステムの整備、さらに現役世代が急減する 2040 年の双方を念頭に、高齢者人口や介護サービスを中長期的に見据えた見直しを図る必要があります。

第8期介護保険事業計画の作成プロセスと支援ツールイメージ



(出典) 社会保障審議会介護保険部会 (令和 2 年 2 月 21 日開催) 【参考資料 1-1】基本方針について (参考資料)

■第8期介護保険制度の見直しポイント

1. 介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）

- ・住民主体の通いの場の取組を一層推進できるよう、一般介護予防事業等を推進
- ・総合事業をより効果的に推進し、地域のつながり機能を強化
- ・介護支援専門員がその役割を効果的に果たしながら、質の高いケアマネジメントを実現できる環境を整備
- ・今後、増加するニーズに対応すべく、地域包括支援センターの機能や体制を強化

2. 保険者機能の強化（地域のつながり機能・マネジメント機能の強化）

- ・保険者機能強化推進交付金の評価を活用しながら、PDCAプロセスにより実施状況を検証して取組内容を改善
- ・介護予防や高齢者の活躍促進等を一層推進するため、保険者機能強化推進交付金を抜本的に強化
- ・後期高齢者の加入割合の違いに係る調整交付金を精緻化
- ・介護関連データ（介護保険レセプト情報等）の利活用の推進に向けた環境を整備

3. 地域包括ケアシステムの推進（多様なニーズに対応した介護の提供・整備）

- ・地域の実情に応じた介護サービス基盤の整備
- ・有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の質を確保するため、行政による現状把握と関与を強化、自宅と介護施設の中間的な住まい方の普及 等
- ・医療と介護の連携では、地域の実情に応じた取組の充実のために、在宅医療・介護連携推進事業の体系見直し
- ・介護医療院への円滑な移行を促進

4. 認知症施策の総合的な推進

- ・認知症施策推進大綱に沿った施策の推進

5. 持続可能な制度の構築・介護現場の革新

- ・新規人材の確保・離職の防止の双方の観点から、総合的な人材確保対策の推進
- ・人材確保・生産性向上の取組を地域の実情に応じてきめ細かく対応していく体制整備、介護保険事業計画に基づく取組を推進
- ・給付と負担の在り方など